

広島市障害者デイサービスセンター指定管理者候補者の選定要綱

1 施設の概要

- (1) 施設名及び所在地
広島市西部障害者デイサービスセンターほか2障害者デイサービスセンター 広島市西区商工センター八丁目3番12号ほか（別表参照）
別表に示す3指定単位。なお、指定単位ごとにそれぞれ指定管理者候補者の選定を行う。
- (2) 設置目的
就労が困難な在宅心身障害者に作業指導等のデイサービスを提供し、また社会との交流を促進するための各種の便宜を供与することにより、心身障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。
- (3) 事業内容
ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第7項に規定する生活介護事業
イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第25項に規定する地域活動支援センターとして創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の適宜を供与する事業
ウ 心身障害者の活動のための場の提供
エ その他市長が必要と認める事業
- (4) 現在の指定管理者
別表参照

2 選定の概要

- (1) 指定管理者候補者名（予定）
別表参照
- (2) 非公募とする理由
広島市障害者デイサービスセンターは、就労が困難な在宅心身障害者に作業指導等のデイサービスを提供し、また社会との交流を促進するための各種の便宜を供与することにより、心身障害者の福祉の増進を図ることを目的とする施設であり、障害福祉に関する高度で専門的な知識を有する経験豊富な職員を多く有し、一般の事業所では受入れが困難な重度の知的障害者等に対する支援に長年にわたって取り組んでいる現指定管理者に管理させることで、施設機能が発揮される施設である。
このため、同法人を非公募により指定管理者とする。
- (3) 指定期間
令和4年4月1日～令和9年3月31日
- (4) 管理の基準
ア 休館日
日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、8月6日、12月29日から翌年1月3日まで
イ 開館時間
午前9時から午後5時まで
ウ 生活介護等の提供時間
ア 西部及び北部障害者デイサービスセンター 午前9時45分から午後3時45分まで
イ 東部障害者デイサービスセンター 午前10時から午後4時まで
エ 定員
ア 重介護サービス室 10人
イ 作業室 30人
オ 特記事項
申請者から休館日や開館時間の変更について提案を受ける。
- (5) 業務の内容等
ア 各障害者デイサービスセンターの事業の実施に関すること。
イ 各障害者デイサービスセンターの専用許可に関すること。
ウ 各障害者デイサービスセンターへの入場の制限に関すること。
エ 各障害者デイサービスセンターへの特別設備の設置の許可に関すること。
オ 各障害者デイサービスセンターの施設等の維持管理に関すること。
カ その他市長が定める業務
キ 特記事項
利用料金制を導入済み。
- (6) 配置人員
ア 26人を標準とする。

- イ うち専門職員
 管理者1人、サービス管理責任者1人（管理者と兼務可）、生活支援員又は看護師20人（看護師1人以上）

を標準とする。

- ウ うち有資格者
 管理監督的な地位にある者で、防火管理者の資格を有する者1人を必置とする。ただし、適正に防火管理業務が行える場合は、本部等の職員とすることができる。

(7) 指定管理料の上限額（5年間分）

別表参照

なお、指定期間中に消費税率が引き上げられた場合は、指定管理料を増額するなどの適切な措置を講ずる。

(8) 指定管理料の支払方法

- ア 指定管理料は、原則、前金払とする。
 なお、指定管理者の申し出によって、概算払とすることができる。

イ 支払は、毎月払とする。

(9) 評価基準等

ア 欠格事項

申請日において、次のいずれかに該当する場合は、選定の対象外とする。

- (ア) 広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に規定する指名停止の措置要件に該当している場合
- (イ) 広島市税、法人税又は消費税及び地方消費税を滞納している場合
- (ウ) 労働基準法等労働者使用関連法令に違反し、極めて重大な社会的影響を及ぼしている場合
- (エ) 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者雇用率が達成されておらず、かつ、障害者雇用納付金も滞納している場合
- (オ) 広島市が設置する公の施設の指定管理者として指定を受けたが、その指定を取り消され、当該処分の日から2年を経過しない場合（ただし、不可抗力による場合を除く。）

イ 評価項目

評価項目	適・否
【市民の平等利用を確保することができること。】 [評価のポイント] ① 利用者の平等かつ公平な利用を確保するための方策等が、条例、規則等に沿った適切なものとなっているか。 ② 障害者や高齢者などの施設の利用に当たっての合理的配慮について、適切な方策がとられているか。	
【施設効用が最大限に発揮されること。】 [評価のポイント] ① 障害者デイサービスセンターの管理運営に係る基本方針が明確にされ、条例・規則等に沿った適切なものとなっているか。 ② 事業の内容が、障害者デイサービスセンターの設置目的を効果的に達成するものとなっているか。 ③ 提供するサービスが、在宅障害者の地域生活安定のための支援や自己実現に資するものとなっているか。 ④ 支援プログラムの作成方針は適切なものとなっているか。 ⑤ 利用者に対するサービス向上に向けた取組みが検討されているか。 ⑥ 地域交流の取組みが検討されているか。	
【事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していると認められること。】 [評価のポイント] ① 団体の経営は安定しているか。 ② 市が提示した適正な管理の実施が確保されるようになっているか。 ③ 個人情報等の管理体制は適正か。 ④ 緊急事態等に対応可能な体制になっているか。 ⑤ サービス内容や利用実態に関する実績が適切であるか。	
【管理経費の縮減】 提案額が上限額以下となっていること。	

※ 上記評価項目のうちいずれか1項目に「否」がある場合は、選定の対象外とする。

ウ 本市が推進する行政施策に係る取組状況の確認項目

確認項目	取組状況
【障害者雇用率の達成】 ① 障害者雇用率の達成状況 ② 過去2年度分の障害者雇用納付金を1年度分でも過去に滞納していた場合	達成・未達成 該当・非該当
【環境問題への配慮】 ISO14001 若しくは ISO14005 又はエコアクション21の取得	有・無
【男女共同参画・子育て支援の推進】 ① 次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定 ② 次世代育成支援対策推進法に基づく認定 ③ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく「一般事業主行動計画」の策定 ④ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定	策定済・未策定 有・無 策定済・未策定 有・無

【地域貢献度】	該当・非該当
① 広島市内に本店がある場合	該当・非該当
広島市内に本店がなく支店がある場合	該当・非該当
広島市内にその他事業所等がある場合	該当・非該当
② 本施設の従事者のうち市内在住者の割合が8割以上の場合	該当・非該当
本施設の従事者のうち市内在住者の割合が5割以上で8割未満の場合	該当・非該当
本施設の従事者のうち市内在住者の割合が2割以上で5割未満の場合	該当・非該当

〈別表1〉

施設名 (指定単位ごと)	施設数	所在地	現在の指定管理者	指定管理候補者名 (予定)	指定管理料の上限額 (5年間分)
広島市西部障害者デイサービスセンター	1	広島市西区商工センター八丁目3番12号	社会福祉法人広島市手をつなぐ育成会	社会福祉法人広島市手をつなぐ育成会	3億5,931万8千円
広島市北部障害者デイサービスセンター	1	広島市安佐北区可部南五丁目8番70号	社会福祉法人広島市社会福祉事業団	社会福祉法人広島市社会福祉事業団	4億5,864万1千円
広島市東部障害者デイサービスセンター	1	広島市安芸区船越南三丁目2番16号	社会福祉法人広島市手をつなぐ育成会	社会福祉法人広島市手をつなぐ育成会	3億6,506万7千円